

養父市農業委員会

第26回会議録

令和3年11月26日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第26回会議録

1. 開催日時 令和3年11月26日（金曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第85号 農用地利用集積計画の承認について

議案第86号 非農地証明について

議案第87号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第88号 空き家に付属した農地に限定した別段面積の区域設定について

報告事項

報告① 農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について

報告② 農地法3条の規定による許可申請について

報告③ 農地の使用貸借の解約通知について

報告④ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告⑤ 農地の賃貸借の解約通知について

4. 出席農業委員（12名）

1番 秋山博	2番 山根達夫	3番 藤原義幸	4番 寺尾稔
5番 大谷忠雄	6番 奥藤雅行	7番 前川章	8番 谷垣重俊
9番 西谷眞一	11番 坂本秀夫	12番 西谷英樹	13番 圓山満

5. 欠席農業委員（1名）

10番 北本健一郎

6. 出席推進委員（9名）

15番 内田重雄	16番 木下計介	18番 鷹野孝一	19番 安達繁
20番 栗田匡晃	22番 上垣美由紀	23番 森脇耕助	24番 井上勝雄
25番 藤原健次			

7. 欠席推進委員（3名）

14番 小林誠 17番 藤原隆弘 21番 林田雅美

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 次長 稲津 義彦 副主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹

事務局 : ただいまより、第26回農業委員会総会を開会いたします。
開会に当たりまして、会長より挨拶をお願いいたします。

谷垣会長 : 皆さん、こんにちは。今日は寒くなってきましたけれども、総会のほうに御出席いただきましてありがとうございます。また、今日は朝から現地調査の委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところありがとうございます。

もう今年も余すところあとひと月ちょっとということになりました。今、市内を見てますと、来年に向けてそれぞれ圃場のほうの整備をされているのを見かけます。

本当に寒くなってきて、だんだんと体が動きづらくなっていくわけでありましてけれども、この間からずっと事務局のほうに来ているような書類を見てますと、最近やっぱり、今日も報告事項でありますけれども、相続の関係であるとか、あるいは土地の売買の関係であるとか、いろいろと多く毎月上がってきます。そういうのを見てますと、特に相続の関係などでも、こちらに息子さんとか娘さんがおられない、但馬外におられる方が結構相続をされているような形で、後の農地のほうの管理等についても、随分とこれからは御苦労されたりするんじゃないかなというようなことも思ったりします。

私も先日、友人が京都に住んでるわけですけども、今まで自分の農地を作ってもらった方が高齢でもう作れなくなったということで、管理はようしませんわということをおっしゃられたということで、どうしたらいいだろうかっていうようなことで、いろいろと私もそれに相談を受けて探してみますけれども、なかなか圃場を後、引き受ける方もおられないというようなことも出てきております。これからますます高齢の進む中で、養父市の農地の管理をしていく上で、随分とそういうことも増えていくんじゃないかなということをおもったりします。

今日は、ひょうご農林機構のほうからも話合いということではありますけれども、いろいろと養父市の抱えている課題等について、いろいろと深い議論ができたらいかなというふうに思っております。今日の総会での議案等について、慎重審議のほうをひとつよろしく願いまして、挨拶に代えたいと思います。ありがとうございました。

事務局 : ありがとうございます。

それでは、会議の成立につきまして御報告をいたします。本日、農業委員出席は13名中12名ということでございます。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の総会は成立をいたします。農地利用最適化推進委員さんにつきましては9名の出席ですので、併せて御報告をいたします。

それでは、総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり記事を整理するとなっておりますので、谷垣会長にお願いをいたします。

議長： 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、5番の大谷農業委員と7番の前川農業委員にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第85号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 1ページを御覧ください。議案第85号、農用地利用集積計画の概要です。公告は令和3年12月1日を予定しております。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が1万2,776平方メートル、10筆、畑が511平方メートル、2筆、合計は1万3,287平方メートル、12筆です。利用権の設定を受ける戸数は7戸、設定をする戸数は6戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は、使用貸借権及び賃借権です。利用権の内容別では、使用貸借権が10筆、8,961平方メートル、賃借権が2筆、4,326平方メートルとなっております。全て新規の設定となっております。利用権の始期につきましては公告日からで、契約年数別に見ますと、1年契約が5筆、2,967平方メートル、2年契約が1筆、1,051平方メートル、4年契約が5筆、6,399平方メートル、5年契約が1筆、2,870平方メートルとなっております。

詳細につきましては、2ページ以降に記載しております。以上です。

議長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第85号を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 86 号、非農地証明についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局： 5 ページです。議案第 86 号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1 番、別宮の土地 1 筆で、面積が 681 平方メートルです。所有者は八鹿町八鹿の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は、約 40 年前から駐車場として利用しており、現況の種目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、6 ページから 10 ページとなっています。

2 番、十二所の土地 1 筆で、面積が 353 平方メートルです。所有者は十二所の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は、昭和 54 年に住居を建築し宅地として利用しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、11 ページから 15 ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

番号 1 番の別宮の件について、担当農業委員の説明を求めます。

9 番、西谷眞一農業委員。

西谷眞委員： 西谷です。まず、7 ページの航空写真を見ていただきましたら、赤い線で囲ってあるところが該当する土地であります。御覧のとおり、道路に面したところでして、説明にもありましたとおり、40 年ぐらい前から、その当時はスキー場が大変はやっておりまして、駐車場が不足するというような状況でした。ということで、この土地も、スキー場からは若干離れてるんですけども、駐車場に使うということで、ここを駐車場に造成したようであります。元はたしか畑ですかね。所有されていた方は、今申請されている方のお父さんになるんですけども、その方が造成されまして、駐車場にしております。これはかなり埋め上げて、埋めて、地上げしております。恐らく、はっきりとは分かりませんが、2 メートル近く上がってるんじゃないかなと思います。

そういう状況でして、9 ページの写真を見ていただきましたら、現在駐車場になっているところの写真です。御覧いただきますように、草はきれいに刈ってありまして、きれいに管理されております。そこに車庫が 4 つほどですか、建っております、きちっとした舗装はしてないんですけども、駐車場という形になっております。こういう形で、これを今から農地に返すっていうのはちょっともう全く無理だと思います。ここの所有者のお母さんが去年、一昨年くらいまでおりまして、それなり守っておったんですけども、お母さんが亡くなられてまして、今は地元にはここを直接管理するっていう方はいないんですけど、ほかの人がここを、親戚の方とか等がおりまして、その方等が管理しとるんですけども、本人の関係の人はもうちょっと地元

はいないという形で、本人の意向としまして、もう全く自分のところは管理していないということで、どなたか管理していただける方、これを引き受けてほしいということのようでして、それで、名義変更の手続をしようたら、これが農地であると、そのままであるということが判明したようでして、今回、この名義変更に伴いまして、この農地を現況の地目に合わせて地目変更をしたいということだそうです。

そういうことで、地元の人に引き取っていただきまして、後の管理をしていただきたいということで、この地目の変更をよろしくお願ひしたいということですので、よろしくお願ひします。以上です。

議 長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。
2番、山根農業委員。

山根委員： 2番、山根です。朝、現地を見させてもらいました。地元の委員の方がおっしゃるとおり、フラットに見えるんですけども、確かにかさ上げというか、埋立てして、大分フラットにして道並みに持っていつてるようでして、そのかさ上げた内容が、石とかがらとかがごろごろごろして、やっぱり駐車場にするというだけあって、そういったもんで埋立てして土もしっかり固まってきました。先ほど地元委員が言いますように、ちょっと畑というのは無理な状態だと思います、確認しました。以上です。

議 長： 続きまして、担当推進委員の説明を求めます。
25番、藤原健次推進委員。

藤原健推進委員： 25番、藤原です。先ほど農業委員の方の説明があったとおりで、非農地証明、問題ないかと思ひますので、ひとつよろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第86号の1番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたし

ました。

続きまして、番号2番の十二所の土地について、担当農業委員の説明を求めます。

13番、圓山農業委員。

圓山委員： 13番、圓山です。よろしくお願いします。

11ページを御覧ください。この11ページの図で、左上の、これ山の中になるんですけど、お寺があります。このお寺の冬、雪が物すごく降って、参道とかお寺に上がる道っていうのが通行不能になる、危険な状態になるところがありまして、昭和54年に、子供さんの通学にも支障を来すということで、里の村の中に小さなおうちを建てられたようです。それが14ページの写真になります。台所とトイレとお風呂と部屋が1つあるというような、本当に小さな建物なんですけど、これは、住まいもですけど、檀家さんのお年寄りのおばあさんたちが御詠歌の練習に夜集まって使ったり、公会堂的な使い方もお寺の中でされてたようです。そういう目的でも使われていたということで、非常に近所のお年寄りの方も喜ばれておったものなんですけど、今回、宗教法人と個人所有の線引きをするという作業の中で、地目が畑のままだということが判明しました。宅地並みの課税をされてたので安心してというんですか、深く考えずに、もう手続は終わっているもの、これでいいんだというふうに思われていたようで、びっくりされておったようです。

この建っている場所というのは、この十二所地区の中でも住宅物件がどんどんと建ってる場所でありまして、12ページ、後戻りしますが、周りほとんどが宅地となってきておるところで、周辺の農地といってもほとんどありません。影響ない場所ですので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

3番、藤原義幸農業委員。

藤原委員： すみません、3番、藤原です。今、担当委員の圓山さんが申されたように、ここはもう十二所の中でも住宅がたくさん建てられている新興住宅地の中の物件だと思いますし、宗教法人の方の所有ということもありまして、ここは始末書もちゃんと出ておりますし、御理解のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

18番、鷹野推進委員。

鷹野推進委員： 18 番、鷹野です。今朝ほど担当委員さんたちと一緒に現地に行かせていただきました。丁寧に委員さんのほうから説明がありましたとおりです。どうかよろしく願いいたします。

議長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第 86 号の 2 番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 87 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 16 ページを御覧ください。議案第 87 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号 1 番、養父市八鹿町上小田の土地 4 筆。合計面積は 833 平方メートルです。譲渡し人は養父市八鹿町上小田の方、譲受人は豊岡市の株式会社です。隣接している既存工場は敷地が狭く、運搬車両の転回や駐車等に苦慮しているため、申請地内に露天駐車場及び車両転回場を設けることが転用の目的です。移転する権利は所有権です。関連ページは、17 ページから 21 ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
この件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号 1 番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に隣接しているため、第 2 種農地となります。一般基準においては、資力、信用を同意書や資金証明にて確認し、計画日程及び内容からも、事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可する

ことについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員の説明を求めます。
5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。18ページの写真を見てもらったほうがいいかと思えます。中央から左から右に行ってます、そこに河川が、円山川がありまして、ここに上小田橋があります。下のほうに来ると、駅のほうに行く312号線です。そのたもとといえますか、堤防の下になりますが、現在、鉄工業ですね、鉄筋工業をせとられる方がありまして、この濃い緑のほうの農地が申請地なんですけども、既存建物があって、回転、今の話、駐車場も狭いもんで、この土地を転用するということで申請が上がってまいりました。

19ページには字限図ありますが、ここに、4筆ございます。工場のほうに左側の細い宅地いうのがあるんですけど、ここに管理道的なもんですね、会社のほうのありまして、それから、もう一つ右側のほうですね、530と537の間ですかね、ここに里道があるわけですけど、その里道の横に下流に行く農業用の既製の水路がございまして、これも含めて売買になるんですけども、これは、やっぱり下流の方が使ったりもするので、その分は残しておく、埋めないということでございます。

計画が、次のページ行きますけども、20ページにございまして、このような形でいくと。それから、その横断関係が21ページです。その横断も少ないんですけども、20何センチやったかな、1尺ぐらいやったですかね、少し埋めるぐらいでそういう駐車場等ができると思っております。で、各集落の区長さん、農会長さんや水利組合の方も押印をいただいておりますので、差し支えないと思っております。よろしく御審議をお願いいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
1番、秋山農業委員。

秋山委員： 1番、秋山です。午前中、現地を確認させていただきました。担当農業委員さんも今丁寧に説明されましたので、補足することもほとんどないんですけども、やはり、ここで車の旋回場ということで、広い農地なんですけれども、そこをやっぱり約20センチから25センチ程度盛る形になるということで、隣接の水田辺りに、雨水がそちらに流入するんじゃないかというような心配もあるんですけどというようなお話もしておったんですけど、周りに給排水路もきちっと整備されておりますし、ここはポンプを使つとるということ

で、水田の作付の時期以外、水の要る時期ですよね、それ以外はもう水が水路にほとんどないという状況でありまして、雨水等が周りに被害を与えるようなこともないというように聞きましたので、特別、今の説明で問題はないと思います。よろしく願いいたします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
16番、木下推進委員。

木下推進委員： 失礼します。木下です。先ほど担当農業委員さんのほうからもありましたように、この土地につきましては、周りに対する将来的なことにも、それから水路的なことにも影響がないみたいですので、皆さん御理解いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。
圓山農業委員。

圓山委員： すみません。13番、圓山です。19ページの図で、赤い線で囲ってあるところが申請箇所ということでしょうか。それで、16ページの議案についてというところでは4筆あって、532番-2っていうのが一番下のところにあるんですけど、この19ページの図面で532番-2っていうのは赤い線で囲まれていないんですけど、これは入っとなんかということですか。

事務局： 説明させてもらいます。19ページの赤枠、ちょっと見にくいんですけども、赤枠の一番下の角このところに三角が1枚あると思います。こちらから矢印が出ていまして、532-2という矢印が出ておりますので、こちらが申請地の4筆目の532-2という形になりますので、下側の131-1からその下にかけて、531-3、さらにその下に532-2があるという形です。

圓山委員： 分かりました。ありがとうございます。

議長： ほかにございませんか。

(質 疑 な し)

議長： それでは、質疑なしと認め、議案第87号の1番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 88 号、空き家に付属した農地に限定した別段面積の設定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 22 ページです。議案第 88 号、空き家に付属した農地に限定した別段面積の区域設定についてです。農地の取得できる下限面積を 10 アールから 1 アールに引き下げるものです。設定する区域が、森の土地 1 筆になっております。地目が畑で、面積が 277. 平方メートルです。所有者は朝来市の方です。以上です。

議 長： それでは、担当農業委員の説明でありますけれども、担当の北本農業委員が今日は欠席でありますので、事務局のほうに現地調査をした報告書を提出いただいておりますので、事務局のほうからその報告書の内容について説明を求めます。

事務局： 報告をさせていただきます。11 月 5 日の日に、北本農業委員のほうに現地のほうを確認に行っていただきました。すみません、23 ページを見てください。森区ふれあいセンターから養父地域局向きに少し行ったところに空き家がございます、その裏手が今回の対象農地となっております。24 ページには航空写真を載せております。25 ページが現地の写真になっておりますけれども、少し草は生えている状況ですが、一応再生できるという判断で、今回空き家に付属する農地として認定をいただきたいところでございます。26 ページにはその空き家の外観を載せております。

今、やぶぐらし課のほうにここの住居の取得と裏手の農地を取得したいというような御相談が来ておりますので、このような申請が上がってきたものです。よろしく願いをいたします。

議 長： 説明が終わりました。

この件について質疑はありませんか。

大谷農業委員。

大谷委員： すみません、24 ページの地図で、対象農地って 3 筆ほどあるんですけど、この 3 筆のことなんですか、対象っていうのは。

事務局 : 赤枠で囲ってある 378-2 っていうのが、少し形は変ですけど、これが 1 筆
になっています。

大谷委員 : それは何平米あるのですか。

事務局 : これが 277 平米です。

大谷委員 : そしたら、その対象農地の上の分は関係ないのですね、赤で対象農地って書
いてあるから。

事務局 : これは、ここが対象農地だということで、文字を私が打っています。

大谷委員 : その上の 3 筆も対象地区か。

事務局 : 違います。あくまでも赤枠が対象です。

大谷委員 : 赤線を引いていたら分かるんだけど。

事務局 : すみません。

大谷委員 : はい、分かりました。以上です。

事務局 : 矢印をさせていただきます。

議 長 : ほかにはございませんか。
秋山農業委員。

秋山委員 : 今の話の続きみたいになるんですけども、この農地ってこうなってますが、
管理のほうは、かなり草が、しつこい草が結構生えとるし、これ、早速に農
地としてするとすると、入られた方、大変だと思うんですけども、事前にこ
れをもともの方は刈るとか、整備するとかってというようなことは、こうい
うのはされないわけですか。

事務局 : もともの方がここを整備していくというよりかは、今後また 3 条申請書が
上がってくるんですけども、ここを取得される方っていうのが必ず農地に戻
すってというような約束をしていただいておりますので、申請を受け付けたと
いうものです。

秋山委員： 分かりました。ありがとうございます。

議長： ほかにはございませんか。

(質 疑 な し)

議長： それでは、質疑なしと認め、議案第 88 号の 1 番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告①、農地法第 5 条第 1 項のただし書き、農地法施行規則第 53 条 14 号の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局： 27 ページを御覧ください。報告①、農地法第 5 条第 1 項のただし書き、農地法施行規則第 53 条 14 号の規定による届出についてです。

届出番号 1 番、養父市八鹿町宿南の土地 1 筆、面積は 103 平方メートルのうち 0.145 平方メートルです。借受人は東京都世田谷区の株式会社、貸付人は養父市八鹿町宿南の方です。届出の目的は、携帯基地局の設置です。

届出番号 2 番、養父市八鹿町宿南の土地 1 筆、面積は 146 平方メートルのうち 2.25 平方メートルです。借受人は東京都世田谷区の株式会社、貸付人は養父市八鹿町宿南の方です。届出の目的は、携帯基地局の設置です。

届出番号 1 番の場所につきましては、29 ページを御覧ください。こちらの上側の写真、設置位置と書いてある道路が県道 312 号線となっております。こちらの食堂マルシェの横、隣接している土地に現在の設置位置があります。こちらに、30 ページにありますとおり、14.77 メートルの携帯基地局のアンテナが建つこととなっております。こちらの完成イメージ図としましては、31 ページに載っておりますとおり、フェンス等なしの電柱のみの設置となっております。

続きまして、届出番号 2 番につきましては、35 ページを御覧ください。少し見にくいんですけども、八鹿町宿南の集落から三谷の集落に抜ける道の三谷側沿いにある農地となっております。こちらに、先ほどと同じく、38 ページにアンテナの写真を載せております。同じく 14.77 メートルのアンテナが建つこととなっております。こちらにつきましては、周囲に柵を施しますので、先ほどの面積よりは大きい 2.25 平方メートルとなっております。同じく完成図を 39 ページに載せております。このような形にアンテナが建つことと

なっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。
大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。この案件は、農業委員はやっぱり現地確認をするのか。通信法の関係だろうと思うんだけど。

事務局： こちらは、事務局から説明します。こちらの案件、携帯基地局の案件につきましては、許可転用の例外となっております。ですので、届出をいただければ農地転用の許可を受ける必要がございませんので、農業委員さんの現地確認等は必要ないというふうに判断させていただいております。以上です。

議 長： ほかにはございませんか。
前川農業委員。

前川委員： すみません、事務局にお聞きしたいんですけども、許可転用の例外っていうことは、いかなる田畑でも可能っていうことなんですかね。農振農用地とかでも可能っていうことなんですか。

事務局： 基本的には、例外、許可不要の案件ですので、農用地の中でも建てることはできるんですけども、その場合は農振部局のほうから、農用地の中に建てても問題ないですよという意見書をもらうことになっておりますので、例えば圃場整備してると真ん中に建てるとかいうのは、基本的にはルール外になっております。農用地の場合は端っこ、さらに、営農に問題がないところに建てていただくような形にはなっております。

前川委員： 分かりました。

議 長： ほかにはございませんか。

(質 疑 な し)

議 長： それでは、質疑なしと認め、この件の報告を終わります。
続きまして、報告②、農地法3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 報告②、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、八鹿町堀畑の土地1筆で135平方メートルです。譲受人は朝来市和田山町の方で、譲渡し人は京都市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日は10月14日、許可日が10月19日となっています。

2番、建屋の土地1筆で746平方メートルです。譲受人が森の方で、譲渡し人が豊岡市泉町の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日は10月15日で、許可日が10月19日となっています。

3番、八鹿町高柳の土地1筆で54平方メートルです。譲受人が八鹿町高柳の方で、譲渡し人が東大阪市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が10月25日で、許可日が11月1日となっています。

4番、上箇の土地1筆で545平方メートルです。譲受人が上箇の方で、譲渡し人が上箇の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が11月2日で、許可日が11月11日となっています。

5番、葛畑の土地6筆で2,043平方メートルです。譲受人が葛畑の方で、譲渡し人が奈良県生駒郡斑鳩町の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が11月2日で、許可日が11月15日となっています。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長 : 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。
続きまして、報告③、農地の使用貸借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 42ページを御覧ください。報告③、農地の使用貸借の解約通知についてです。

届出番号1番、八鹿町高柳の土地1筆、面積は1,768平方メートルです。賃貸人は養父市八鹿町高柳の方、賃借人も同じく、養父市八鹿町高柳の方です。合意解約年月日は令和3年9月30日、土地の引渡しは令和3年10月31日となっております。合意解約によるもので、所有者が今後は耕作をされません。

届出番号2番、養父市場の土地2筆、合計面積は1,761平方メートルです。賃貸人は養父市養父市場の方、賃借人は養父市藪崎の株式会社です。合意解約年月日は令和3年11月30日、土地の引渡し後、同日となっております。条件なしの合意解約によるもので、今後は隣接企業の事業拡大のため、転用

が行われる予定となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。
続きまして、報告④、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局： 43 ページです。報告④、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、申請場所は八鹿町坂本のほか合計で9筆ありました。面積が2,364平方メートルです。申請人は八鹿町坂本の方です。取得した日が令和3年10月13日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。土地の詳細は、別紙1のとおり、44ページになっております。

2番、申請場所は大屋町若杉のほか合計で34筆ありました。面積が1万5,974.89平方メートルです。申請人は神戸市の方です。取得した日が令和3年6月2日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。土地の詳細は、別紙2のとおり、45ページから47ページになります。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件については報告を終わります。
続きまして、報告⑤、農地の賃貸借の合意解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 48 ページを御覧ください。報告⑤、農地法第18第6項の規定による賃貸借の合意解約通知についてです。

届出番号1番、養父市八鹿町八木の土地2筆、合計面積は1,080平方メートルです。賃貸人は養父市八鹿町八木の方、賃借人も同じく、養父市八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和3年10月15日、土地の引渡しも同日となっております。解約の条件なしの合意解約によるもので、今後は違う方

が耕作する予定となっております。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、この件の報告を終わります。
以上で第 26 回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

5 番大谷 7 番前川

養父市農業委員会会議規則第 16 条第 2 号の規定により、ここに署名する。

議長 谷 理 重 隆

署名委員 前 川 尊

署名委員 大 谷 忠 雄